

札幌市若者支援施設の指定管理者の選定結果について

1 選定委員会開催経過

第1回 令和4年7月21日 募集要項、選定方法等について

第2回 令和4年9月22日 面接審査、選定

2 選定委員会委員

委員7名（市職員1人、外部委員6人）

委員長 大澤 真平 札幌学院大学人文学部人間科学科 准教授

委員 金 昌震 札幌大学女子短期大学部子ども学科 准教授

委員 齋藤 優希 利用者代表（札幌市子ども・子育て会議公募委員）

委員 日向 洋喜 利用者代表（NPO法人 E-LINK 代表理事）

委員 折原 博樹 公認会計士（桶谷・折原・板倉公認会計士共同事務所）

委員 山口 民枝 社会保険労務士（山口民枝社会保険労務士事務所）

委員 佐藤 学 子ども未来局子ども育成部長

3 応募団体

公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会（※現指定管理者）

非公募により応募を求めた理由：別紙のとおり

4 選定結果（指定管理者候補者）

(1) 選定された団体

公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会 理事長 野崎 清史

札幌市西区宮の沢1条1丁目1番10号

(2) 選定の理由

公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会（以下「財団」という。）の提案書では、若者支援施設の管理運営業務の各要求水準を満たしており、さらに、若者支援施設の選定基準に照らし、施設の効用を最大限発揮できる具体的な事業計画を示している点や管理運営を安定して行う経営能力と組織体制を備えていると判断できる点で高い評価になっている。

また、若者支援施設の管理運営上の課題である孤立リスクのある子ども・若者へのアプローチ強化、社会的自立までの伴走型支援体制の構築及び社会形成を担う人材育成について、要求水準以上の積極的な取組が計画されており、若者支援総合センターを中心として若者支援施設5館が一体となった事業を展開することにより課題に対し十分に対応し得る提案となっている。

以上の点から、若者支援施設の設置目的を効果的に達成するために、財団は指定管理者の候補者として適切であると判断された。

(3) 評価結果

選定基準	基礎配点	候補者
①平等利用の確保	5点	3.8点
②施設の効用発揮	50点	40.6点
③安定経営能力	65点	47.5点
④管理経費の縮減	25点	14.2点
⑤その他	55点	43.0点
合計	200点	149.1点
得点率	—	74.6%

(4) 指定期間

令和5年（2023年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日の予定

5 その他

令和4年第4回定例市議会において、公の施設の指定管理者の指定の件について議案を提出する予定。

子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課 TEL011-211-2942

札幌市若者支援施設の指定手続を非公募により行った理由

若者支援施設における支援の対象者は、ニートや引きこもり等の困難を抱える若者であり、支援が長期間にわたる場合も多いことから、支援を行う職員と支援を要する利用者との信頼関係や、長期的な視野に立った継続的な事業運営が不可欠である。したがって、指定管理者には、資格や知識のほか、支援現場における豊かな経験を有し、充実した支援を実施することができる職員を継続的に育成していくことや支援や人材育成に関するノウハウを蓄積していくことが求められる。

公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会（以下「財団」という。）による若者支援施設の指定期間中の管理状況については、まず、若者支援総合センター（以下「総合センター」という。）においては、若者の自立支援事業に関する人材を育成し、ノウハウの蓄積を行うほか、「子ども・若者支援地域協議会」の調整機関として、協議会を構成する関係機関等が連携して行う若者に対する支援全般についての主導的な役割を果たしている。

また、4館ある若者活動センターにおいては、若者が地域と継続的に関わることができる体制を構築するための取組を進めるとともに、総合センターを中核とした若者支援ネットワークを構築し、若者の社会的自立が効果的に実現されるよう、ネットワーク全体での若者支援施策を展開している。

さらに、施設の維持管理業務及び貸館業務についても、適宜利用者の意見を取り入れながら見直しが行われているなど、円滑に運営されており、指定管理業務全般にわたり適切に業務に取り組んでいる。

以上のとおり、財団による若者支援施設の管理が良好に行われていると認められることから、若者支援施設の指定管理者について、財団に対し非公募により申込みを求めることとした。